



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	前田, 星
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第13419号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74041
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hoshi_MAEDA_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 前田 星

審査担当者	主 査	教 授	田 口 正 樹
	副 査	教 授	水 野 浩 二
	副 査	教 授	桑 原 朝 子

ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判
ーハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして

前田星氏の博士論文は、全体で7つの部分から成る。著者は「はじめに」で魔女裁判というテーマへの短い導入を行い、「序論 研究の射程」において、魔女研究の歴史と現在の研究状況をドイツ学界を中心に整理した後、「第1章 地域・著者・史料」で、研究対象の背景となるドイツ北西部の領邦ケルン選帝侯領（特にその一部であったヴェストファーレン公領）、同公領で魔女コミサールとして魔女の追及にあたったハインリヒ・フォン・シュルトハイス（1580年頃—1646年頃）、彼の著書で本論文の主要史料である『詳細なる手引き』（1634年刊行）について、基本情報を提示する。そのうえで前田氏は、魔女裁判の3つの側面を取り上げ、それぞれについて、『詳細なる手引き』の記述を、ボダン、デルリオ、ビンスフェルトなど悪魔と魔女裁判について専門的著作を公表した著者たち、シュペー、タナーといった魔女裁判に対する批判者たち、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマンなどの刑事法学者たちの見解と比較しつつ検討し、それを通じて魔女迫害側の法理論のより深い理解をめざしていく。

「第2章 例外犯罪としての魔女術罪」で、著者は、近世の学識者の議論において、魔女の罪が例外犯罪として特別な取り扱いを許容する犯罪の一つと見なされていたことを確認した後、例外犯罪であることの法的効果について、裁判権に関する例外、刑罰・処置に関する例外、手続に関する例外に分けて考察し、特に手続に関する例外については被告人の防御の権利、拷問の程度、証人の証言能力などを詳しく検討する。その結果、シュルトハイスの所論は、被告人の防御の権利を著しく制限する点では当時の刑事法学の議論から逸脱するところがあるものの、拷問の反復可能性を通常より広く認める点、通常は証人適格を欠くとされる証人による証言をも許可する点、刑罰として死刑にとどまらず財産没収を併科することを主張する点などにおいては、同時代の学識者の議論の枠内ないし延長線上にあったことが明らかになる。

続く「第3章 組織犯罪としての魔女術罪」において、前田氏は、当時の多くの論者と同じくシュルトハイスもまた魔女が単独でなく組織として存在すると考えており、その組織は悪魔を頂点にその側近である幹部と一般魔女から成る階層的な構造を有すると想定されていたこと、およびシュルトハイスの論述の中では尋問で当人の罪状を確認するよりも仲間の魔女の名前を挙げさせることに主眼が置かれていたことを、まず確認する。そのうえで、そうした共犯者の供述の信用性、「良き評判」をもった人物に対する告発の手続的效果、いったんなされた自白の撤回の効力といった論点に関するシュルトハイスと他の論者たちの議論が詳しく検討される。その結果、一人の共犯者による証言と他の徴表があれば拷問を伴う尋問に進むことができ、「良き評判」の人物の場合であっても4人以上の魔女の証言が存する場合には拷問を伴う尋問に入ることが可能であ

り、「悔悛した」魔女による自白の撤回は認められるとするシュルトハイスの立場は、やはり当時の刑事法学者らの意見から大きくはずれるものではなかったものの、個人を集団に埋没させる姿勢や「悔悛」の有無の判断の恣意性という点で、魔女の組織性の想定が大量の魔女迫害をもたらしたことの理論的背景を示す一例として評価される。

「第4章 魔女術と宗教」で著者は、魔女裁判の宗教的要素について、悪魔の實在という想定が手続に及ぼした作用、および魔女の魂の救済という視点が魔女裁判の遂行に与えた影響という2点を取り上げて考察する。前者については、悪魔に対する恐怖が当時の人びとに広く共有されていたことを確認した後、悪魔と魔女の契約、悪魔の能力などの点を論じ、シュルトハイスが同時代の魔女裁判批判に応答しつつ、また悪魔の能力にある程度の限界を認めつつ、魔女迫害を促進する議論を展開したと評価する。後者については、臣民の魂の救済を為政者のつとめと見なす当局側の姿勢をシュルトハイスも共有したうえで、悔悛の実務においては聴罪司祭に対する警戒を示しこれを排除しようとしたこと、また悔悛した魔女の証言には信を置くことができるとして事実関係の解明を怠る結果をもたらしたことなどを指摘する。

最後に著者は、「終章 近世刑事司法の中の魔女裁判と学識法曹」において以上の検討結果を要約し、あわせて理論と実務との関係など今後に残された研究課題を展望して論を閉じる。

魔女裁判に関する研究はドイツ学界では社会史、地方史、人類学などさまざまな手法で展開されて一つの専門分野を形成しているが、詳しい法史的研究はそれほど多くなく、その点で前田氏の論文は貴重な貢献である。しかも、魔女裁判批判者でなく魔女迫害を推進する立場の学識法曹の所説に注目し、他の刑事法学者・悪魔学論者・魔女裁判批判者の見解と対照することにより、学識法曹が魔女迫害において果たした役割の一つの面を具体的に明らかにすることができた。魔女迫害の法的背景についても、「糾問訴訟と拷問が冤罪を生む」という単純なイメージにとどまることなく、例外犯罪、組織犯罪、魔女裁判の宗教性という視点の影響を受けて個々人の犯罪事実の解明と確定が不十分にしかなされないという事情を裁判の手続に即して明らかにしたことは、魔女裁判という歴史事象の認識を深める成果であり、魔女裁判のような現象を批判して登場する近代的刑事法・刑事裁判の理解にも資するところがある。また、社会的紀律化 *Sozialdisziplinierung* や宗派化 *Konfessionalisierung* といった近世ドイツ史全般に関する学説への応接も意識されており、魔女裁判というテーマを近世の国家と社会の中で理解しようという姿勢が示されている。こうした特長に対して、著者も認める実務との関係という問題の他、史料の解釈にやや詰めが甘い部分が残ること、学識法の中世以来の伝統に対するより一層の考慮が望まれることなど問題点も見られるが、いずれも比較的軽微であるか、今後の前田氏の研究に俟つべき事柄であると思われる。

以上のような評価にもとづき、審査委員全員一致で、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判断した。